

第7回

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

議 事 錄

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、第7回「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会」を開会させていただきます。私は本分科会の事務局を務めさせて頂いておりますシードプランニングの奥山です。どうぞよろしくお願ひ致します。

開催に当たっての注意点をご案内します。本分科会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWEB配信をしております。また、記録のために映像を録画させていただいていることをご了承ください。

本日の出席者です。本日は、奥富委員はご欠席でございます。また、平賀委員はオンラインでのご参加となります。委員の皆様におかれでは、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

では、以降の議事は座長の加藤様にお願いしたいと思います。それでは加藤様、よろしくお願ひいたします。

○加藤座長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。本分科会では令和5年度食品表示懇談会にて取りまとめた大枠に沿って昨年度から議論してまいりました。本日は消費者庁において取りまとめいただいたお手元の資料1「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会取りまとめ（案）」について、消費者庁から説明をいただき、全ての説明の後にまとめて質問・意見等を受け、議論を行うという形で進めていきたいと思います。本日は最後の分科会となりますので、取りまとめ案の修正についてもできる限り承ってまとめていきたいと考えております。そういう進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではまず資料1「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会取りまとめ（案）」について消費者庁よりご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

○坊衛生調査官 消費者庁食品表示課の坊でございます。資料1「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会取りまとめ（案）」ということで、こちらについて説明させていただきます。委員の皆様にご議論いただいた内容を、消費者庁の方で取りまとめという形でまとめさせていただいたものになります。

まず1ページめくっていただきますと、目次になっておりまして、この取りまとめの構成につきましては、まず大項目1のはじめにというところで、この分科会を開くことになった経緯等々を書かせていただいております。次に大項目2ということで、食品表示のデジタルツール活用検討分科会における議論の結果（1）は、その検討の経過という形で、どういう形で検討していったのか、（2）は、技術的な課題の議論の結果、これが第5回で議論していた内容を取りまとめたものになります。

（3）は、制度実現に向けて議論すべき詳細な課題の議論の結果、これが第6回で議論していただいた内容を取りまとめたものになります。

最後、大項目3というところで、来年度以降のデジタルツール活用検討を、どう進めていくのかということについて取りまとめさせていただいております。

さらに、別紙ということで、第5回、第6回分科会において、皆様方に活発に議論いただいているので、委員の皆様の主な意見や発言について取りまとめたものになります。

また参考1、参考2として、検討経過や皆様の名簿を付けさせていただいている構成になつております。

それでは中身について、簡単に説明させていただきます。

まず初めに、この分科会を開催する意義について書かせていただいておりまして、基本的には、義務表示事項は容器包装に表示することを必須としておりますが、義務表示事項が多く見づらいとの声がある一方で、今後更に義務表示事項が増えていく可能性があります。今以上に容器包装の表示が増えれば、更に表示が複雑になり消費者がかえって表示を十分に理解できなくなってしまうということが懸念されるという課題があります。

また国際的な動向として、コーデックス委員会において「食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーに関するガイドライン」が策定されておりまして、採択されているところでございます。さらに政府としても、消費者基本計画工程表等におきまして、「合理的かつシンプルでわかりやすい食品表示のあり方について、国際基準との整合性も踏まえながら、有識者からなる懇談会において順次議論していく」とされていることを受けまして、ご存知の通り、令和5年度食品表示懇談会を開催しまして、中長期的な羅針盤となるような大枠の議論を行い、報告を取りまとめたところでございます。

本取りまとめにおいて、今後の食品表示が目指す大枠の方向性として、食品表示のデジタルツールの活用について出されたところでございます。その中で、①ということで、容器包装上の表示を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めていく。②として、容器包装に表示すべき事項とデジタルツールによる情報提供の代替を許容すべき事項について、コーデックス等の議論を踏まえながら検討していくというところでございます。③として、検討にあたりましては情報管理方法と情報伝達の媒体等の制度の技術的な課題について議論を行うとされておりまして、初めにこの③の技術的な課題について議論するため、今回の食品表示へのデジタルツール活用検討分科会を昨年度から開催させていただいているというところでございます。

続きまして、大項目2の食品表示のデジタルツールの活用検討分科会における議論の結果というところでございます。

(1)で検討の経過についてでございます。

この検討につきまして、本分科会におきましては、技術的な課題を議論することとしておりますので、もちろん分科会での議論の後、食品表示懇談会において、容器包装に表示すべき事項とデジタルツールによる情報提供の代替を可能にするべき事項について議論を進めることとしております。

第1回分科会におきましては、現状という形でございまして、コーデックス委員会におけるテクノロジーガイドラインの検討状況や、海外における食品表示へのデジタルツールの活用状況、消費者庁におきまして過去に実施させていただいた国内における表示を見るため

のアプリを用いた実証事業から浮かび上がった現時点での課題について報告を行わせていただいたところでございます。

第2回から第4回につきましては、食品表示に関する商品情報を取り扱う事業者や、その流通や製品管理などのシステムの標準化を推進している団体から現段階での食品に関するデータの取り扱い状況や、データの読み取り技術に関するヒアリングを実施し、想定されるデジタルツールの活用方法や、その方法を実現するための技術的及び環境的な課題について議論させていただいたところでございます。

また昨年度最後の第3回分科会におきましては、今年度の進め方についても議論させていただき、その中で制度運用のためのメリット・デメリット、制度上求めるべき水準の整理といった制度の方向性、表示のためのデータを一元管理するのか、分担管理するのかといった表示データの管理方法、消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするかといった実施方法の3点を技術的課題の大項目として優先的に議論し、こちらの大項目を取りまとめた後、制度実現に向けて議論すべき詳細な課題として、デジタルで表示される情報と現物が1対1で対応する管理方法、食品表示するために保管するデータの範囲と広告その他の情報との棲み分けのルールや、データ改ざんを防ぐ仕組みや表示の監視方法についても必要に応じて議論し、取りまとめていくこととしたところでございます。

それを踏まえまして、第5回、第6回において、消費者と事業者双方の観点から各論点について議論を重ねたところでございます。

本日については、これらの議論を含めて論点整理と対応方針についての取りまとめというところでございます。

具体的な議論の結果でございます。（2）でございますが、技術的な項目の議論の結果のところで、まず1）として、制度運用のためのメリット・デメリット、制度上を求めるべき水準の整理について、というところでございます。

基本的には、食品表示自体は容器包装に表示することを原則としておりますけれども、本制度はデジタルツールを活用する制度であり、義務表示の一部について、デジタルツールを活用した表示で代替することを可能とするものとなります。

制度運用についてのメリット・デメリットでございますが、基本的には、消費者にとっては表示が見やすくなるというところがありますし、事業者にとってはやはり一番大きいのは、包材に縛られない原料調達が可能になるといったメリットがございます。

一方、デメリットとしては、消費者が表示を見る際にスマートフォン等を商品にかざす必要がありますので、情報を得るための手間が増えますし、事業者はデジタル表示のための管理費用等のコストが増えるといったデメリットがあるという形でございます。短期的にはこういうデメリットもございますというところです。

ただ、本制度自体はあくまで容器包装の表示を代替するものであり、デジタルツールを活用した表示を行うか否か自体は、事業者が判断することになります。必ずしもデジタルツールを活用した表示を行う必要があるというわけではなく、あくまで選択肢の一つとして、デジ

タルツールを活用した表示ができるということですので、制度自体は事業者の任意として検討するという形が適當ということでございます。

それを踏まえますと、制度上求めるべき水準はこれを前提として整理するという形でございます。繰り返しになりますが、デジタルツールを活用した表示を行うか否か事業者に委ねることを踏まえれば、制度上求める水準については、全ての事業者が直ちに実行可能なものを想定するものではなく、現時点で既にシステムを導入し、ある程度データをしっかりと管理している方をターゲットとした制度設計が適當であるという形で取りまとめていただいたところでございます。

また、次の4ページの図1については、その際の資料である「制度運用のためのメリット・デメリット」を添付させていただいているところでございます。

続きまして、2) 表示のためのデータは一元管理にするか、分散管理にするかについてのところでございます。

こちらにつきましては、表示のためのデータの管理方法は大きく分けて2つございまして、国などが管理する一つのデータベースに各事業者がデータを登録し保管する、いわゆる一元管理という方法と、そのほか国が決めたルールに従って事業者が自らのデータベースの任意の場所に保管する分散管理というものがあるという形でございます。

こちらにつきましても、一元管理では仕組みが単純なので、どのような事業者でも対応しやすく、管理しやすいという点において、分散管理より優れていますけれども、データベースを維持管理するための費用や人員を確保しないといけないという点で課題がありますので、国ができればいいのですが、国が継続的に措置していくことは難しいということがございます。

したがいまして、一元管理するのであれば、各事業者が集まって管理していただく形になるのですが、それについてもかなりハードルが高いのではないかということでございます。

分散管理につきましては、内部統制的な形で実施するため、運用するために各々の事業者の皆様に管理していただきますので、その管理方法については詳細なルールを定めておく必要がありますし、もちろん初期コストもかかる形でございます。

ただ、そういう所要の対応を行う必要がありますけれども、現在の各事業者のデータの管理状況を踏まえれば、既存のデータベースを活用可能な分散管理による制度設計をしていくということが適當であるという形で取りまとめていただいたところでございます。

続きまして、3) 消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするのかについてのところでございます。

こちらにつきましては、消費者がデジタルツールを活用した表示にアクセスするためには、なんらかの読み取り用の端末が必要になります。小売事業者に店舗に用意していただくということはかなり難しいので、現実的には今皆様が所有し、普及率も上がっているスマートフォンを使用して制度設計することを前提としております。

スマートフォンで何かを読み取っていただくという形でございますけれども、そちらにつ

いては、JAN コードと二次元コード、いわゆるバーコードと QR コードというものの選択肢があるところでございます。

JAN コードにつきましては、既存商品のほとんどに付されているため、新たな対応が必要でないというところがメリットとしてございますけれども、先ほど取りまとめた通り、今回は一元管理ではなく分散管理にするという形での取りまとめになっております。分散管理を行うためには、データの保管場所、つまりどこの場所に読み込みに行くのかという情報も必要になってきますので、そういった情報を現状の JAN コードに埋め込むということは難しいという形でございます。分散管理で制度設計していくことを踏まえると、現実的にやはり二次元コードを利用するという形が妥当でございますので、ここの表示にアクセスするために使用するツールはスマートフォンを用いて二次元コードを利用するという形で取りまとめていただいているところでございます。

ただ、スマートフォンを使用するということについては、普及率や全ての消費者に公平かつ安定した利用を確保するという点において課題があることについても留意しておく必要があるのではないかという意見もございました。

続きまして、（3）制度実現に向けて議論すべき詳細な課題の議論の結果についてのところでございます。

ここについては、前回議論していただいたところでございます。1)の1対1対応の具体的な方向について、このデジタルツールを活用した表示制度につきましては、あくまで義務表示の代替であることを前提としておりますので、デジタルで表示される情報と実際の現物の商品との1対1の対応は必須になってくるという形でございます。

あくまで今容器包装に表示しているものの代わりに表示するという形でございますので、容器包装に表示されているものにつきましては、基本的には商品との1対1の対応が必ず取られているものですので、それを代替するものについてももちろん1対1の対応が必須になってくるという形でございます。現状、製造事業者の多くは、自社商品を今の JAN コードと自社において管理するために使用する特定のコード、いわゆるプライベートコードを組み合わせて管理しておりますので、現状、JAN コードのみで商品との厳密な1対1対応が可能な識別は進んでいないというところでございます。

これを踏まえますと、二次元コードを使用することになりますが、アクセスする流れとしては、スマートフォンで二次元コードを読み取った後に、①すぐに表示が出てくる、②表示された画面からその商品を識別するものを選んでいただいて、食品表示の画面に移動する、③消費者の方に商品の情報を入力していただいて食品表示の画面に移動するという三つのパターンが考えられるという形でございます。

こちらについては、図2においてパターン①、パターン②、パターン③になっているというところでございます。

そういった形で考えていきますと、パターン①のように完全に1対1対応する場合については、原材料の重量順や表示の変更時に二次元コードの変更が必要になってくるという形

でございます。

そうなりますと、あらかじめ二次元コードを容器包装に印字している場合は包材の変更が必要になりますので、デジタルツールを活用した表示の利点が失われてしまうのではないかという形でございます。

本制度としては、消費者にとって最もデジタル表示にアクセスがしやすいと考えられるパターン①に加えて、いったん商品選択の画面に行った後に、その手元にある商品を選んでいただいて食品表示に行くというパターン②を採用することも適当であるという形でございます。

また、将来の汎用性を考えた場合、①または②のいずれのパターンであっても、二次元コードに埋め込む URL の書き方等については、統一した書き方のルールを定めておくことが望ましいという形で取りまとめていただいているところでございます。

さらに、このルールにつきましては、選択してもらうにしても、その選択の仕方についてはなるべく消費者に負担がかからないような形でというところでございますので、具体的な方法につきましては、消費者庁において詳細なガイドライン等の作成を検討していくという形で取りまとめていただいたところでございます。

続きまして、2)食品表示のために保管するデータの範囲についてということでございます。今回はあくまで保管可能とするデータの項目の範囲をどうしていくのかというところを議論していただいたところでございますが、容器包装に必ず表示する事項とデジタルツールを活用して代替表示を可能とする事項については来年度以降検討することとしておりますので、この検討よりも先に任意で表示する事項も含めた具体的な保管可能とする項目の議論を行うことはなかなか難しいという形でございます。とはいえ、義務表示事項だけではなく、事業者が自主的な取組の一環として表示しているものや、消費者の利便性のために任意に表示しているものについては幅広に保管可能とすることとし、保管方法のルール等については消費者庁において詳細なガイドライン等の作成を検討していくこととすると取りまとめていただいたところでございます。

続きまして、3)広告等その他の情報との棲み分けルールについてというところでございます。現在の容器包装においても、一括表示等以外の部分については、様々な広告の表示がなされている実態を踏まえますと、本制度においてデジタルツールを活用した表示において一切の広告表示を禁止するものではございませんけれども、広告によって表示が見にくくなるということは望ましい話ではございませんので、どこまで許容していくのかというところを議論していただいたところでございます。

基本的にはコーデックスのガイドラインにおいても、「義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上の言及は当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。」とされています。

これを踏まえますと、食品表示よりも先に広告が出てきたり、食品表示よりも目立つ位置に

広告が出現したり、食品表示の情報を消費者が視認することを妨げられることがないよう、広告を表示する場合については、別枠を設ける、食品表示を優先して確認できる位置に表示する等の望ましい例を消費者庁において詳細なガイドライン等の作成を検討して整理していくという形で取りまとめていただいたところでございます。

どういったパターンがいいのかということについては、図3のところで示させていただいているところでございます。

続きまして、4)の監視可能性についてのルール作りについてのところでございます。

このデジタルツールを活用した表示につきましては、事業者にとって情報の修正がしやすくなる一方で、対外的に確認し得ない形で事業者が表示の誤りをそのまま何事もなかつたかのように直してしまうことがあると、結果として消費者に不利益を与えることになってしまいます。あくまで義務表示の代替という形でございますので、間違った表示を直すのは構いませんが、間違っていた時は食品表示違反をしていたという形になりますので、それを何事もなくしれっと直されると、そちらを見ていた方にとってはそうだと思っていたものがいつの間にか変わっているという形になりますので、そういったことが分からなくなるというようなことがないように、行政機関が修正履歴を適切に監視できる仕組みが必要なのではないかというところでございます。

したがって、行政機関が適切に監視できるように、修正履歴の保管について一定の要件化をする方向で制度設計し、その保管期間については、当該商品が流通している又は消費者の手元にある間は、少なくとも行政機関が監視できるような形にしておくべきではないかというところで、その修正履歴の示し方やその保管期間については消費者庁において検討していくこととするという形で取りまとめていただいたところでございます。

以上が、この分科会において議論していただき、一定の結論を出させていただいたところになってございます。

基本的には、第5回、第6回のところで委員の皆様に議論いただいた内容を要約しながら取りまとめさせていただいたものでございます。

続きまして、大項目3の令和8年度以降の食品表示へのデジタルツール活用検討の進め方についてでございます。

本取りまとめにつきましては、食品表示懇談会に報告させていただきます。技術的な議論については今回で本分科会での議論を終了することになり、今後は消費者庁においてデジタルツールを活用した表示制度を構築するにあたり、事業者の方に参考にしていただく詳細なガイドライン等の作成を進めていくこととしております。こちらについては、先ほど詳細なところについてはガイドライン等を作成するという形で取りまとめていただいたことを踏まえて、消費者庁の方で作成していくことになります。

このガイドラインについては、分科会で示された方向性に沿って、1対1対応の具体的な方法や保管可能とするデータの項目、広告を表示する場合のルール等についての考え方を示すほか、消費者にとって分かりやすく、見やすさが確保されたデジタルツールを活用した表

示について、消費者庁において検証した上で、望ましい情報提供の方式等を示したいと思っております。

また、先ほどから出ているコーデックスのテクノロジーガイドラインにおいて、「食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない」とされており、これから容器包装に必ず表示する事項とデジタルツールを活用して代替表示が可能とする事項についての具体的な議論を食品表示懇談会の方で進めていくということになります。

こちらにつきましても、コーデックスのガイドラインであったり、海外における制度の導入状況であったりを参考にしながら、来年度以降、懇談会で議論を進めていきたいと思ってい

るところでございます。

したがいまして、来年度以降の進め方について、このような形で取りまとめさせていただい

ております。
続きまして、別紙でございます。別紙につきましては、第5回及び第6回分科会における各委員の主な発言となっております。こちらについては、議論を取りまとめていただく際に、様々な意見が出ておりますので、各委員の皆様からこのような意見が出ておりましたとい

うところをピックアップして載せさせていただいているものでございます。

項目ごとにこういう意見がありましたというところを取りまとめたものが、この別紙とな

ります。基本的には皆様の意見をこちらの方に掲載しておりますので、もし抜けているところ等がございましたら、ご指摘いただければと思っているところでございます。

参考1としては、今回の検討経過ということで、議事次第に沿って、こういう議題で議論し

ましたというところを取りまとめしております。参考2につきましては、委員名簿を付けさせ

ていただいております。

この取りまとめの基本構成については、こういう形になっております。説明については以上

でございます。

○加藤座長 ありがとうございます。本分科会を2年間にわたって開催してきましたが、そ

の開催の経緯から第5回、第6回のところで、皆様でご議論いただきました技術的な課題に

関してまで、しっかりと取りまとめていただいたところかと思います。

ここから、各委員にこの取りまとめの内容で相違がないかということを確認させていただきたいと考えております。

なお、奥富委員は本日欠席ですが、すでに内容については事前に確認をして頂き、特段の意

見はないとの連絡を頂いており、その後の修正などは、座長にお任せするというコメントを

いただいております。その他の委員の方々から今回の取りまとめの資料についてご意見を

承りたいと考えております。

それでは、まず1ページ目1行目から2ページ7行目までの「1.はじめに」というところ

及び2ページ10行目から10ページ15行目までの「2.食品表示へのデジタルツール活用

検討分科会における議論の結果」、この2つの部分の取りまとめ内容について、ご発言のある委員におかれましては、挙手の上で、お名前を言ってからご発言をお願いいたします。オンライン参加の委員におかれましては、挙手マークにてお知らせをください。それでは、皆様、いかがでしょうか。早川委員、お願ひします。

○早川委員 日本生協連の早川です。この2ページ目以降のことでも、よろしいでしょうか。

○加藤座長 はい。

○早川委員 誤字脱字のレベルなわけですけれども、3ページの26行目で冒頭、「制度運用していく」と書かれていますので、「していく」ということでよろしくお願ひいたします。それから5ページ目の26行目です。最後の方に「一元管理と異なり、コードに埋め込むことができ」と書かれているのですけれども、ここは「何かと異なり」と書くのであれば、「JANコードと異なり」というふうに書くか、あるいは最後の方で、「そのデータの保管場所の情報をコードに埋め込むことができ、一元管理のみならず分散管理にも対応が可能である」というような形で書く方が良いのではないかと思った次第です。私からはその2点です。

○加藤座長 ありがとうございます。消費者庁、今の指摘に関して回答お願ひします。

○坊衛生調査官 こちらのチェックが行き届いておらず、誤字があったことについては申し訳ありません。おっしゃる通り、3ページ26行目については、「制度を運用していく上のさまざまなメリット・デメリット」と修正いたします。指摘がありました5ページの26行目のところについては、「JANコードと異なり」という形で修正させていただきます。

○加藤座長 「JANコードと異なり」という形に修正するということで、早川委員にはもう一つの案もご提示いただきましたけれども。どうでしょうか。

○早川委員 分かりやすいと思います。

○加藤座長 それでよろしいですか。

○早川委員 はい。

○加藤座長 ありがとうございます。他に委員の皆様方にご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この「1. はじめに」に及び「2. 食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

における議論の結果」の部分に関しましては、一部表現の修正を前提に内容はこのままで、この分科会としては認めるということを確認させていただきたいと思います。ご了承いただきありがとうございます。では、消費者庁は修正しておいてください。

それでは続きまして、次は 10 ページ 18 行目から 11 ページ 14 行目までの「3. 令和 8 年度以降の食品表示へのデジタルツール活用検討の進め方について」の取りまとめ内容について議論したいと思います。

こちらは、分科会での議論を受けて、次年度以降どのような形で検討を進めていくのか、親懇談会の方にどのようにつないでいくのかということをお示ししていただいているところでございます。この進め方について委員の皆様方の中で、ご意見があればいただきたいと思います。よろしくお願ひします。早川委員、お願ひします。

○早川委員 日本生協連の早川です。特に進め方について、意見ということではないのですが、11 ページの 5 行目から、「消費者庁において検証した上で」と書かれており、これについては例えば実証実験など、またやられるのか等、今の段階でイメージがあるのであれば、ご説明いただけたとありがたいです。よろしくお願ひします。

○加藤座長 ありがとうございます。現時点で検討している検証の方法について、こちらについて、現時点での案でも結構ですので、お示しください。

○坊衛生調査官 こちらはこれから技術的な制度について、消費者庁で詳細なガイドラインを検討していく形になっておりますので、その方法を決めた後に、これで問題ないのかというのをご報告します。実証事業になるのかは正確なところまでは決めきれていませんが、いきなり制度が変わるわけではなくて、消費者の方の声も聞いていくような形でやっていければと考えているところでございます。

○加藤座長 ガイドラインを作成いただくということですが、いったん検証プロセスを経た上で、それを活用していくという理解でよろしいですか。

○坊衛生調査官 そうです。ガイドラインに基づいて、その制度自体を基本的にはいきなり、テストをするのではなく、法に基づく制度になるという点を踏まえますと、あくまでデジタルツールを活用しますので、きちんと使えるのか、使い勝手の点についても、意見等々を聞きながらやっていかないといけないと思っておりますので、そういう意味では座長がおっしゃる通りでございます。

○加藤座長 よろしいですか。

○早川委員 理解しました。ありがとうございます。

○加藤座長 ありがとうございます。ちなみにこちらの検証等でガイドラインを作成し、検証していくというのをどの程度の期間で進めていくというようなイメージがもしあれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○坊衛生調査官 来年度から着手しようと思っておりますけれども、今後の何の項目を容器包装に残していくというところの議論にも関わってくる話ですので、なるべく、早くとは思っております。とはいえ、大枠については今回議論していただいているが、詳細を詰めていくとなると、すぐに素早く進めるのは難しいと思っております。来年度には着手し、速やかに作っていきたいと考えておりますので、いつまでというのをお約束するのは難しいと考えております。

○加藤座長 ありがとうございます。

○京増食品表示調査官 少し細かいことをお話しさせていただきますと、現在の法制度において、いきなり実証とはいえる、表示を除いたものを作り販売すると法令違反になってしましますので、そういう点も踏まえて、どのような実証方法が適切かということを考えながらやっていきたいと思っております。

○加藤座長 ありがとうございます。食品表示懇談会の方でも、こちらの分科会の内容を報告し、進み方を合わせながらということになるかと思いますが、分科会での議論を踏まえて、なるべく早い時期に着手していただければありがたいと感じております。

他の委員の方のご意見はいかがでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。今回はデジタルツール活用検討分科会の取りまとめ資料を本当に丁寧にまとめていただいて、どうもありがとうございます。非常に分かりやすい資料になっていると思います。

大項目3について、課題を書き加えていただけるとよろしいと思いましたので、述べさせていただきます

これまでの会合で、様々な事業者さんからいろいろお話を聞く中で、いくつか課題も出てきたと思います。例えば、お話しいただいたシステム関連の事業者さんが管理していらっしゃる情報はBtoBでの活用を基本とした情報で、消費者に直接開示することを想定しているものではないので、直ちに消費者にデジタル活用で表示できる状況にはないとのことでした。ですから、今後どの項目をどう提供していくのかというような検討が必要ですというのは、

課題の一つだと思っています。

課題の2点目としては、基本的に現在、容器包装に表示されている情報の代替という方向ではあるのですけれども、任意で情報を公開したとはいえ、公開した情報で何かあった場合には、やはり誰かが責任を負わなければいけない。これはデジタルになったからといって、生じてくる問題ではない本質的なものとも言えますが、そうした事業者側が抱えるリスクについて、どういった事例が想定されどのように対処していくかという点を少し検討しておいた方がいいと思います。

あと3点目として、せっかくデジタルで開示する以上、開示するコスト、手間などがかかりてくるので、消費者に活用していただかない意味がありません。もちろん消費者の選択に資することを前提として、デジタルでの情報提供に舵を切っていくわけですけれど、消費者に活用していただけるような訴求PRや啓蒙といった普及啓発が、課題になってくると考えられます。こうした課題を今後検討していく必要があるという点を書き加えていただけると、よろしいのではないかと思いました。以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。今、小川委員がご指摘いただいたのは、こちらの分科会で取りまとめた内容に基づいて、今後懇談会の方で具体的な議論を進めていくという場合に、この懇談会で示された3つの課題を懇談会の方で留意しながら進めてほしいという形で、この分科会から申し送りをするということをイメージしてらっしゃいますか。

○小川委員 おっしゃる通りです。

○加藤座長 ということでございますが、消費者庁の方からご意見いただいてもよろしいでしょうか。

○坊衛生調査官 今いただいた3点のご指摘について、今後作成するガイドラインの方で示していくのか、また申し送りとするのか、また、この取りまとめの方に来年度以降の進め方のところに書くのがいいのかというところについては、書き方を含めて検討させていただきたいと思います。

いずれも大事な指摘なのですが、おそらく1点目の指摘については今後の検討の進め方というよりかは、具体的なガイドラインの方で、検討していくべき事項と思っています。

2点目のところにつきましては、小川委員もおっしゃっていましたが、本質的なところという形でございますので、今も事業者の皆様は任意で消費者の方にいろんな情報提供している中で、そこに誤った情報があった場合についてという形でございますので、こちらについては、この制度に限ったお話でもなく、基本的には大きな話ということになります。したがいまして、進め方というよりかは、こちらも消費者に表示を示す際の注意事項のような形になってくると思っていますので、そういうことも踏まえながら、今後作成するガイドライ

ンの方にどこまで入れ込めるのかというところと考えております。

3点目の啓蒙につきましては、おっしゃる通りで、せっかくデジタルツールを活用した表示制度を作ったとしても、消費者の方にしっかり活用していただかなければ意味がございません。そういった点も含めて今後やっていくべきだというところについては、来年度以降の進め方というところにのせていく、令和8年度以降の進め方のところに、何らかの形で書いていくことが良いと思っているところでございます。

○小川委員 ありがとうございます。上手に整理してくださって助かりました。少なくとも、そうした課題が検討会の中でも出てきたというところは、どこかに書いていただいて、しかるべきところで、申し送りなり、ガイドラインなりで対応していただければと思います。ありがとうございます。

○加藤座長 分かりました。1つは、こちらの分科会の中で議論している時に出ていたところで、7ページ目の食品表示のために、保管するデータの範囲についてというところについて、議論している時に、どこまでを残し、何を出すのかというようなことについて、この分科会では取り上げないけれども、こちらについては非常に重要な問題であり、食品表示懇談会の方にお任せできるように幅広に情報を入れられる、器、箱は作っておきましょうというようなことでこの分科会では取りまとめていると思います。

ですからその先の出し方のところについては、まさに、懇談会の方に回すということだと議論のときにそういうことを思いながら、やっていたというところがあります。

啓蒙活動は、そもそもデジタルに限らず非常に大きな課題だということが食品表示懇談会の方でも取り上げられておりましたので、その中でも特にこういう大きくシステム的なものが変わっていく時にそのタイミングを捉えて、これまで以上に啓蒙活動するというのは非常に重要なことだと思いますので、懇談会の方でも、こちらの報告をする際に一言申し添えるような形にできればと考えております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。小野委員、お願ひします。

○小野委員 ハウス食品の小野と申します。よろしくお願ひします。取りまとめどうもありがとうございました。

この中で、やはり前々回に工藤委員からあったと思うのですが、お客様が二次元コードで実際に、店頭でかざすのかという問題は、お客様のメリットという意味で大きな問題だと思います。

今回は、技術的には可能だということと、実際にできる環境なのかというところは少し違うと思いますので、そこは社会的にそうしたことをしてもいいという雰囲気があれば、それでも構わないのですが、少し曖昧になっていると思いました。技術的にはできるが、どのように対応していくのかというは課題があったと思いました。

もう 1 点ですけれども、今回義務表示がデジタルで代替可能になるということで、まだどの項目がどうなるのかというところまでは決まっていないと思うのですが、デジタル化できる可能性があるという第一歩だと思っています。

ここから、実際にどの項目を容器包装の義務表示としていくかですとか、データを分散管理だけでも、入力方法をある程度各会社で整えていくのかというところは、消費者庁の方から多分ガイドラインを作成すると書かれてあったと思うのですが、このガイドラインが結構重要であり、どのような形になるのか、どう進めていくかという点でも重要だと思っています。まだ何をデジタル化で義務表示にできるかというのも決まっていない以上、なかなかガイドラインを作成するのは難しいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○加藤座長 ありがとうございます。1 点目の実際に店頭で使えるかどうかということについては、最初に早川委員から指摘があった検証というプロセスをきちんと経た上で進めてほしいということとも重なると思っています。

作った以上は使える状態でなければ意味がないというのは、まさにおっしゃる通りだと思いますので、しっかりそのあたりを作るということと実用可能性に関する検証をしていただきたいというのは、私からもお願ひしたいところです。

プロトコルと言うのでしょうか。ガイドラインを作る時に、いろいろ統一しなければいけないという点については PITS の方がご説明していらっしゃったときに、全角半角や点の付け方など、現時点では情報が実際には今うまく横で通っていない状態になっているという現状がありますので、このデジタル化の際にしっかりととしたガイドラインを作っていただき、それを標準化することができれば、様々な不都合がなくなるかもしれないという意味でも、非常に重要な取り組みだろうと思っています。現在行われている B to B の様々なデータのやり取りを、B to C にどう展開していくのかというところと同時に、プロトコルの一体化・標準化ができるようなガイドラインを作っていただきたいということで、小野委員のご意見はよろしいでしょうか。ありがとうございます。消費者庁、そういうことでよろしくお願ひできますか。

○宮長課長 重要なご指摘をいただきましてありがとうございます。その上で、座長の方からそれを受けた形でいうことですので、私の方から若干補足させていただくと、今回技術的な議論ということで、議論を取りまとめるという形になったわけでございますけれども、特にその 1 点目のところで、消費者サイドとして実際にこれを活用する、そういった活用可能性を広げていくというのは重要なご指摘であって、そこの検討というのは、まさに座長もおっしゃった通りで、検証する中で実行可能性というところをしっかりと見極めていかないといけないと思っております。

その中で、スマホで二次元コードをかざすというところが非常に重要なファクターになってくるわけですけれども、今回の議論の中でも特に 4 ページのところで、制度運用のメリッ

ト・デメリットというところで、消費者側に立った時のデジタル表示のメリット、そしてデメリットというところで幅広くご意見をいただいたところだと思っております。そこを少々視野に入れて、実際に代替できるデジタル表示というものになった時に、それが消費者にとってメリットになるかどうかというところ、それをどういったものが表示されると良いのか、そのメリット感のようなところを実際にこういったところで、提示されたものを踏まえながら、しっかり検証の中でも見ていくことがあると思いますので、そこは分科会で議論されたことを前提としつつ、しっかり我々として、どういった道が探れるのかというのを見極めていきたいと思っています。補足は以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。全てをデジタル化するわけではなくて、食品の表面に今表示されているのと同じ状態で残るものとデジタル化されるものというふうに線引きをどこでするのかというのは、非常に重要な話だと思います。

そういう意味で、スマホをかざすという行為をしないことによって、情報を知らなかつたことになり消費者に不利益が生じるようなことになってはいけないので、どこまでは容器の表面にきちんと表示していかなければいけないのか、さらに踏み込んだより深い情報は、知りたい人がデジタルを使うことによって、詳しく知ることができるようになるとして、そういった情報との線引きの仕方を考える必要があります。今すでに表示事項がかなり多くなっている状況ですが、更にこれから情報を知りたいと要求する消費者が増えてくる中で、きちんと対応できるような器を作るということが必要かと思いますので、しっかりこの辺りは懇談会の方で議論をするべきことだと考えています。

そういったことを踏まえ、ただいま、宮長課長からもご補足いただいた通り、進めていくべきだと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

オンラインで参加いただいている平賀委員も含めまして、委員の方からご意見があれば、いただきたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、最初に小川委員からご指摘をいただいた内容について、こちらの取りまとめの方に示す内容と、そこで示さない場合にはどのような形で小川委員のご発言の内容を取り込むのかということについては、座長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

消費者庁と相談して、委員のみなさまからいただいた意見を取りまとめの方にどのように織り込むのかというのは、私の方で少々はからせていただきたいと思いますので、ここではすぐお答えができませんが、それで構いませんか。

○小川委員 はい。結構でございます。おまかせいたします。

○加藤座長 ありがとうございます。では、後ほど消費者庁と議論させていただきたいと思います。今、小川委員からのご指摘と、小野委員からのご発言の内容、早川委員のご意見を組み込むような形にして、こちらの取りまとめの内容に一部修正を加えますが、ご提示いた

だいている内容で、お認めいただけるということで、よろしいでしょうか。

では、修正については、消費者庁の方とお話をさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは最後にということで、12 ページ別紙は第5回、第6回の分科会において具体的に今回の分科会での議論をしていく中で、各委員の皆様方から発言いただいた内容のうち、取りまとめにあたって非常に重要だと思われるところを、事務局の方でピックアップしていただいた内容でございます。

委員の皆様におかれましては、ご自分の発言については、取り上げてほしい、残してほしいというご意見がございましたら、それぞれの第5回ないし第6回の各議論のところで、追加的にご意見を賜りたいと思っております。委員の皆様いかがでしょうか。消費者的な観点でということになった時に、工藤委員に何か追加的に書いた方がいいと、強調した方がいいというところがあれば、教えていただければと思います。

○工藤委員 ありがとうございます。私も5回目に、義務表示ではないけれどという部分で申し上げたのですけれど、表示が容器に残るか、データ上の表示だけになるのか、両方に残るかというのは、これから課題ですし、企業の問題でもあるので、消費者としては特になんとも言えないのですが、やはり、それはどこにあっても目立つ表示であってほしいと思います。そのため、その部分は特に訂正もなくこのままでよいと思います。

それから1つ。少し申し上げたかもしれません、14 ページ「食品表示のために保管するデータの範囲について」のところ、デジタルであれば動画コンテンツだと、いろいろ拡張して、いろんな情報が盛れるのではないかということなのですが、一方で、食品表示はあくまで店頭での選択肢ということで、確認する時間も非常に短いので、動画などはやはり家に帰って見るとかになるかと思います。ということで、必ずしも消費者の選択肢になるということではないのかもしれませんし、あるいはそれを見た上で、購入されるということもあるのかもしれません。この辺りは小川先生も、そういう広がりがあるから楽しいということをおっしゃったので、それは私もそうだと思うのですけれど、少々曖昧だと思うので、あくまで選択肢という考え方をするのであれば、ご判断はお任せいたしますが、この辺りは少し表現を変えてもよいかと考えます。以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。14 ページの1行目のところの注意喚起情報を動画コンテンツでより分かりやすく表現することに関して、この時の議論の中では、商品の作り方のような、おいしく食べるためにはどう調理したらいいのかというような情報等を動画コンテンツで載せるというようなことができるのではないかというご意見があつたかとは記憶しております。取りまとめでは「注意喚起情報」という表現になっておりますけれども、注意喚起情報というのがどのような情報をイメージしているものでしょうか。どなたの発言だったかというのも含めて、お答えいただければと思います。工藤委員でしたでしょうか。注意喚起情報という表現が、私は調理方法や、やけどに注意などのことをおっしゃつ

ていたかと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤委員 調理方法であれば、画像を用いることでの情報の広がりとか、あるいはおいしい作り方というのがあるのですが、私が申し上げたかったのは、いわゆる加熱時間だとか、レンジから取った時の取り扱いだとか、湯煎する時の注意とか、そういうものを情報提供してほしいというところは強く申し上げました。それを情報としてデジタル化するのであれば、おいしい作り方などのも動画コンテンツとしてありうるかもしれませんと、小川先生もおっしゃったのかもしれません。私も少々申し上げたかもしれません。

○加藤座長 なるほど。2つのご発言が少し混ざった形になってしまっているということですね。消費者庁、この辺りはいかがでしょうか。

○坊衛生調査官 こちらでご発言を少々まとめてしまったところがあるかもしれませんので、今の工藤委員の意見であれば、そもそも注意喚起、消費者が気をつけないといけないということと、あとは消費者のために便利になるものというのがあって、それらを含めて動画コンテンツでということなので、そこは少々どういった発言があったかも確認しながら、おっしゃっている意図に沿うような形で修正したいと思います。

○加藤座長 大変重要な指摘だと思います。どこまでをデジタル化していくのか。容器の表面に残さないといけないもの、消費者の不利益になるものが取り除かれることによって事故が起こったりしてはいけませんので、そのあたりの点については、先ほどの議論と重なりますので、確認を消費者庁の方でしていただいて、修正をお願いしたいと思います。

他、発言内容等についていかがでしょうか。河野委員、何かございませんでしょうか。

○河野委員 食品産業センターの河野です。論点について、データの一元管理か分散管理かのところで、既存のデータベースを使っている事業者にとっては、そのデータベースを提供しているシステムがそれに対応してくれないと使えないのではないかというところについて、私がおそらくその時に発言して、ここに盛り込んでいただいていると思います。12 ページの 23 行から 25 行目について、ここだけ質問調で終わっているところが若干気になっており、ほかの部分は、「べき」とか、「必要がある」、という形になっているので、そこを意図が変わらないような形で少し修正いただけるといいと思います。

○加藤座長 25 行目のところ、「公開していく必要があるのではないか」という形の表現になっています。

○河野委員 もちろんその意図としてはそのとおりなので、ただ、他が「必要がある」など

という書きぶりをしているのに対して、少々ニュアンスが違うという印象を持っただけです。

○加藤座長 他にも 12 ページ目一番最初の 7 行から 9 行目のところも、「制度設計が現実的なのではないか」という質問調で締まっているところがあり、全てがきちんと締まっているわけではありません。

○河野委員 ですので、特段これでも意図が通じるかと思います。

○加藤座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。ご自分の発言で、これはぜひこの取りまとめに残していただきたい、ないしは、ご自分の発言の趣旨が先ほどの工藤委員のように誤った形でまとめられているという状況になっていないということを委員の皆さんに確認していただければ結構かと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、先ほど工藤委員のご指摘された部分については、消費者庁の方で修正をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、いくつか参考資料等もございますが、それも含めて取りまとめ案の記載内容については確認していただくことができたかと思います。なお、お手元の参考資料 1 は、本日のこの取りまとめ案の内容を PowerPoint のスタイルでまとめたもので、こちらの内容についてもご確認をいただければと思います。

もう一度確認をさせていただきますが、本日の議論で指摘いただいた内容等につきまして、消費者庁と相談してこれから修正等をさせていただきます。その内容については、私座長の方に一任していただくという対応でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、私の方で対応させていただきたいと思います。

修正内容検討事項については、消費者庁と相談の上、修正案を作成し、追って各委員の皆さんにメール等で確認していただくということで、進めていきたいと思います。こちらの方で用意した取りまとめの案についての議論の内容については終了します。

本日、この取りまとめを作成するというところで、分科会としては最後になりますので、よろしければ、この 2 年間様々ご議論をいただいたところ等を踏まえて、委員の皆様に一言ずつ何かご意見等をいただければと思っております。想定よりも進行がスムーズで、時間がせまっているということでもございませんので、せっかくですから思い残すことがないようにご発言をいただければと思う次第でございます。それでは 50 音順で恐縮でございます。小川委員から一言お願いできますでしょうか。

○小川委員 はい、ありがとうございます。海洋大学の小川です。今回分科会委員として参加させていただいて、事業者様からの様々なご意見も聞けましたし、他の委員の方からもご

意見を聞かせていただき、大変勉強になりました。やはりこれからデジタルツールでの情報活用が進んでいくのだと感じるとともに、まだ課題もいろいろありますので、本当に消費者の方々が、私も含めて様々な食品の情報をハンドルなく、負担なく活用できる世の中になるといいと思っております。

消費者の立場で申し上げると、様々な情報が食品包装にあり、選択に使え、かつ、その情報がきちんと正しい情報であることが大前提と信じて情報を受け取れる社会は、素晴らしいと思います。偽りの情報がない前提で情報を活用できることが私たちの社会だと思うので、デジタルでそれがより進んでいくといいと思うとともに、今のように情報を開示してもらえる状況というのは、事業者の方々の努力があってこそのことなので、当たり前だと思わず感謝して情報を活用できるようにしたいと思っております。

少々長くなってしまいごめんなさい。ありがとうございます。

○加藤座長 ありがとうございます。小野委員、お願いします。

○小野委員 今年からの参加なのですけれど、どうもありがとうございました。今回デジタルに関わるたくさんの事業者の方の意見や、経産省の方の動きなど、様々なことを知ることができまして、やはりデジタルでメーカーが様々なものを管理し、それが表示にかかるわらず、JANコードや自社の品番コードのようなものもほとんどデジタル化している中で、やはりお客様に対しては、それらの情報を、出せる範囲で一部ホームページに公開してはいるのですが、とうとうこの義務表示をデジタル化するというところまで検討していくという、スタートに立ったという感想を持っています。

これから、例えばB to Bにしてもいろんな形でデータを出しています。データを出すということは、1カ所だけで出すのであれば、そこまで大した話ではないのですが、やはり形式が違うとか、求める内容も違う中で複数の箇所に様々なデータを出す際に、それが正確でなければならぬため、大きな企業の中では負担になっているという部分もあります。そういった状況で、少しでもそれをうまく統合していく、形になっていただくという、一つのきっかけになっていただけだとありがたいと思いました。

○加藤座長 ありがとうございました。金田委員はいかがでしょうか。

○金田委員 生活品質科学研究所の金田です。どうも2年間ありがとうございました。小売りの立場として参加させていただきました。普段はお客様に正しい情報を伝えしようとすることで、いろいろと取組みをしておりますが、その中で、今回、様々な立場の方と意見交換し、デジタルで伝えるということに関しては、いろいろ手間やコストがかかる以外にも課題があるというところは、十分理解できたと考えています。

今後、情報やお客様のニーズというのは多様化していきますので、デジタルに移行していく

にあたり、この辺りを正確かつ簡単に利用できればいいかと考えております。また全ての事業者の方ではなく、今回は任意で参加できる事業者から始めていただくということでしたが、小さな事業者の方でも、どのように参画いただかうかというところも今後、議論の中で深めていただければと思います。ありがとうございました。

○加藤座長 工藤委員、いかがでしょうか。

○工藤委員 工藤でございます。2年間、大変お世話になりました。消費者という立場で申し上げてさせていただきました。ありがとうございます。

懇談会の方で検討が進んで、ガイドラインができ、早くデジタル化した商品が出ないかと楽しみにしています。小川先生がおっしゃいましたけれど、やはりこれだけコストをかけたのに、利用されて、良かったと思われなければ意味がないということは心から思います。これはいいとか、これはこうやって使えるのではないかというように、少しでも良いところを伸ばしていく、私たちも一緒に勉強していくという気持ちで、企業の方が出してくださる良い情報を私たちも得られる幸せもありますので、ぜひ進んでいっていただきたいというふうに思っております。以上です。ありがとうございました。

○加藤座長 河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員 議論に参加させていただき、ありがとうございました。事業者にとって、具体的にデジタル表示の未来が見えてきたところかとは思います。とは言ながら、具体的にどの項目がデジタルに移行するのか、具体的にシステム関係がどうなるのかというところで、まだまだ事業者にとっても不安があるところかと思います。

そういう点で、ガイドラインを取りまとめ、これから作成していく中で、そういうものの実証も行っていただけるということですので、その中で、もしかしたら今見えていなかつた課題も見えてくるかもしれません、そういったところをしっかりと検討いただければと思います。

あわせて、小野委員もおっしゃっていましたが、データを出すということで、消費者にとってもメリットがある形で、付加情報を出していくということも将来検討されるかもしれません、そうすると、今既に出している情報でもかなりの情報を出していますので、そのあたりの整理、手間という部分も改善されていけばいいと思います。ありがとうございました。

○加藤座長 ありがとうございます。宿題をいくつかいただいた感じです。早川委員、お願いいたします。

○早川委員 日本生協連の早川です。2年間どうもありがとうございました。お世話になり

ました。まず、参考資料のことについて申し上げたいのですが、ここに制度運用のためのメリット・デメリットの表が入っていません。この参考資料を使って、今後、例えば消費者や事業者に説明されていくのであれば、やはりメリット・デメリットは、ここの説明資料の中にあった方がいいと思いましたので、可能であれば、追加をしておいていただければと思います。よろしくお願ひします。

○加藤座長 8ページの周辺に入れるという感じですね。

○早川委員 そうです。メリット・デメリットは大変重要なポイントだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○加藤座長 ご指摘の通りだと思います。

○早川委員 生活協同組合というのは、消費者団体的な側面と事業者としての側面を持っているわけですが、消費者、生協にとっては組合員ということになりますけれど、その反応はすごく気になっているところです。デジタル化した時に、やはり容器包装に表示してほしいという意見があろうと思いますし、一方、使ってみたら意外と便利だったという意見もあるだろうと思っています。

それはこれから、ガイドラインや実証事業のところで、しっかり検証して、良いものを作っていただければと考えているところです。

それから、事業者の面としては、プライベートブランドの場合、製造者と表示責任者が違うといったようなこともありますので、その場合、例えば1対1対応をどのようにしていくかということなどは、事業者のところで詰めていかなければならない課題と認識しております、そういったところも今後考えていきたいと思います。私からは以上です。どうもありがとうございました。

○加藤座長 今、早川委員が言っていたいた議論のまとめというA4横の紙です。こちらについては今日の議論を踏まえて取りまとめ案が修正されます。その修正されたものを織り込んだ形で、この議論のまとめも再作成、修正したものを作成していただき、それを委員の皆さんに見ていただくという手順で進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。そういうことでよろしくお願ひします。

50 音順でリアルオンラインが少し混ざりますが、平賀委員、マイクをオンにできるでしょうか。

○平賀委員 国分グループ本社の平賀と申します。私は今年から参加させていただき、オンラインでの参加となっていました。この分科会を通して、事業者の皆さんのご意見を伺わ

せていただいたら、お取り組みの内容も伺うことができたり、私自身も大変勉強をさせていただくことが多かったと思います。ありがとうございます。

分科会では大枠の部分を検討することがメインとなっておりますが、今後、親懇談会での議論やガイドラインの作成などが行われていくと思います。一事業者として、また消費者としても、今後の取り組みについて引き続き注視させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○加藤座長 ありがとうございました。引き続き見守っていただければと思います。次は南田委員、お願いします。

○南田委員 参加させていただき、大変ありがとうございました。食品表示につきましては、お客様に関心がある方もいっぱいいらっしゃる一方で、意外と見方を知らないですかとか、あまり関心がない方も実は多いのかなというふうに思っております。今回デジタル化されていくことによって、理解が深まることが進むのではないかと期待しているのと、実証実験ですとか、また広げていくときに、こういうふうにやると便利だとか、そういったことが情報発信されていくと、より活用が進むのではないかというふうに期待しております。

また、私どもの会社でも社内でデータ化されているものを、表示にかかわらず社外のデータとリンクさせようとすると非常に労力がかかりまして難しいことがあります。そういうしたものも踏まえて、管理していくときには、そういうハンドルがなるべく下がるような方法をご検討いただけだと非常にありがたいと思っております。以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。それでは最後に私の方からも一言申し上げさせていただきたいと思います。

どうも皆さま、ありがとうございました。全体的な状況として、今多くの分野で情報の非対称性ができるだけなくしていくというのが大きな流れだと思います。消費者と生産者、販売者との間で、事業者側がどんどん商品情報を開示していくという大きな流れの中で、容器の上に表示ができなくなるほどいろんな情報が求められ、それを実際に実現していっているところかと思います。それをさらに、情報を欲しい人と欲しくない人、まさに南田委員が話していただいたように、それぞれのポジションがあると思いますが、欲しいと思っている人がより多く取ることができるとなるためには、リアルだけではダメで、デジタルと組み合わせなければならないという、この分科会の趣旨はもう時代の流れと言いますか、消費者側がより多くの情報を欲しいと言っている環境を考えると、やむを得ない状況だと思います。様々問題点もあるかと思いますが、今後のことを考えるとデジタル化というところを一つ技術的に織り込むというのは、十分意義もあることかと思って進めさせていただいた次第でございます。

あともう1点。事業者側の目線でいうと、今日の意見でもいろいろ出ていましたが、現時点

で多くの分野で標準化や共同化、そういう形で社会的なコストを下げていこうという取り組みが行われているかと思います。こちらの分科会の中で、経済産業省の方がご説明いただいたとき、物流に関わるところのコストを下げるために、JANコードの取り組みをいろいろ考えて見直していくということを言っていました。

PITS の話にもありますが、現時点ではデジタル化は進んでいるのだけれども、実際にはプロトコルが合っていないということで、余分なコストがかかってしまっているというのは社会的に大きなロスですので、このタイミングでしっかりとガイドラインを作つて標準化を進めていくというのは、まさに時代の流れとして、良いタイミングであったのではないかと考えています。

消費者側の目線で考えたときのデジタル化の意義と、事業者側の目線で考えたときのデジタル化の意義をきちんと踏まえた形で今回、皆さまご議論ができたと思っておりますし、その内容をぜひ懇談会を通じてうまく発信することができればいいと考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。

皆さま方、貴重な意見どうもありがとうございました。本日の議論はここまでにしたいと思います。

本文科会の取りまとめについてはこの後、12月19日に今年度の第2回食品表示懇談会がございます。そちらで報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。なお懇談会当日前に、今日の取りまとめの修正など、委員の先生方にはお願ひすると思います。少々急ぎになるかもしれません、よろしくお願ひいたします。

最後に、消費者庁の井上審議官よりご挨拶を賜りたいと思います。井上審議官、どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上審議官 消費者庁審議官の井上でございます。食品表示のデジタルツール活用検討分科会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

加藤座長をはじめとして、委員の皆さまにはこれまで2年間、7回にあたり、分科会においてそれぞれのお立場から真摯にご議論いただきまして、本日取りまとめを行つていただきました。まずは御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

本年度のデジタルツール活用の分科会におきましては、昨年度からの事業者等へのヒアリングを踏まえて、容器包装上の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う上での技術的な課題について議論していただきました。

具体的には、技術的な課題の大項目として3つ。制度上求めるべき水準の整理、それから表示のためのデータ管理方法、そして消費者が表示にアクセスするためのツールの3つのテーマについてご議論いただきました。

さらに制度実現に向けて考えられる詳細な課題として4つのテーマ。1つ目が商品と表示の1対1対応の具体的方法、2つ目が保管すべき表示のデータ範囲、3つ目として広告などの他の状況に棲み分けルール、そして4つ目が監視可能性のためのルールづくり、こう

といった4つのテーマについてご議論いただきまして、結果を取りまとめていただきました。先ほど説明がありましたように、今後は消費者庁として、取りまとめられた方針を踏まえてデジタルツールを活用した表示制度を構築するにあたって、運用方法を定めたガイドライン等の作成に取り組んでまいります。先ほどの実証といった話もございましたことを含めて、進めていきたいと思っております。

また容器包装に必ず表示する事項とデジタルツールを活用して代替表示を可能とする事項の議論につきましては、来年度以降並行して食品懇談会で議論を進めていきたいと思っております。

今日、委員の皆さまからもご意見いただきましたように、早く議論を進めたいという向きも我々もございますが、一方で、拙速になつてはいけませんので、しっかりと実証などを積み重ねながら、来年度以降懇談会を通じて、また新しい実証などをやっておきますと、新しい課題も出てくると思っております。そういうた諸々も含めまして、懇談会で来年度以降議論を進めていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご指導を賜れればと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○加藤座長 それでは最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 皆様本日はどうもありがとうございました。なお、後日メールで議事録の確認をお願いさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

またWEBで傍聴されている方にご連絡です。今回の資料は消費者庁のWEBページに掲載されます。また、議事録についても、後日、消費者庁WEBページに掲載されます。事務局からは以上です

○加藤座長 ありがとうございます。食品表示へのデジタルツール活用検討分科会については、今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性が取りまとめられました。

委員の皆様方におかれましては、円滑な分科会の運営にご協力いただき、また識見と経験などを十分に發揮し本分科会にて活発なご議論を頂きまして誠に有難うございました。本分科会はこれで終了となりますが、引き続きご協力のほど宜しくお願い致します。

以上で本日の議事は終了いたしましたので、分科会を閉会させていただきます。ありがとうございました。